

おくやみハンドブック

行橋市



ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

行橋市では、市役所を中心とした亡くなられた方に関する手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

行橋市

事前準備について

行橋市役所にて各種手続きをする今後の流れです。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をお願いします。

STEP 1

持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

41ページに様式がありますので、お使いください。

相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に応えるだけで、該当手続きを把握することができます。

下記二次元コードを読み取りぜひご活用ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、
行橋市役所へお越しください。

総合案内で順番の番号をとって、
④番窓口で案内をいたします。



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類** (下記「本人確認書類について」参照)
- 認印** (※相続人代表及び喪主)
- 預貯金通帳、銀行届出印** (※相続人代表及び喪主、年金請求者)

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの(年金手帳及び年金証書)**
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書**
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
 - ※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)
 - ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状、火葬証明など)
- 介護保険被保険者証**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

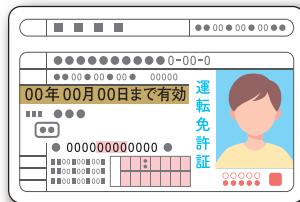
- 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)**

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など

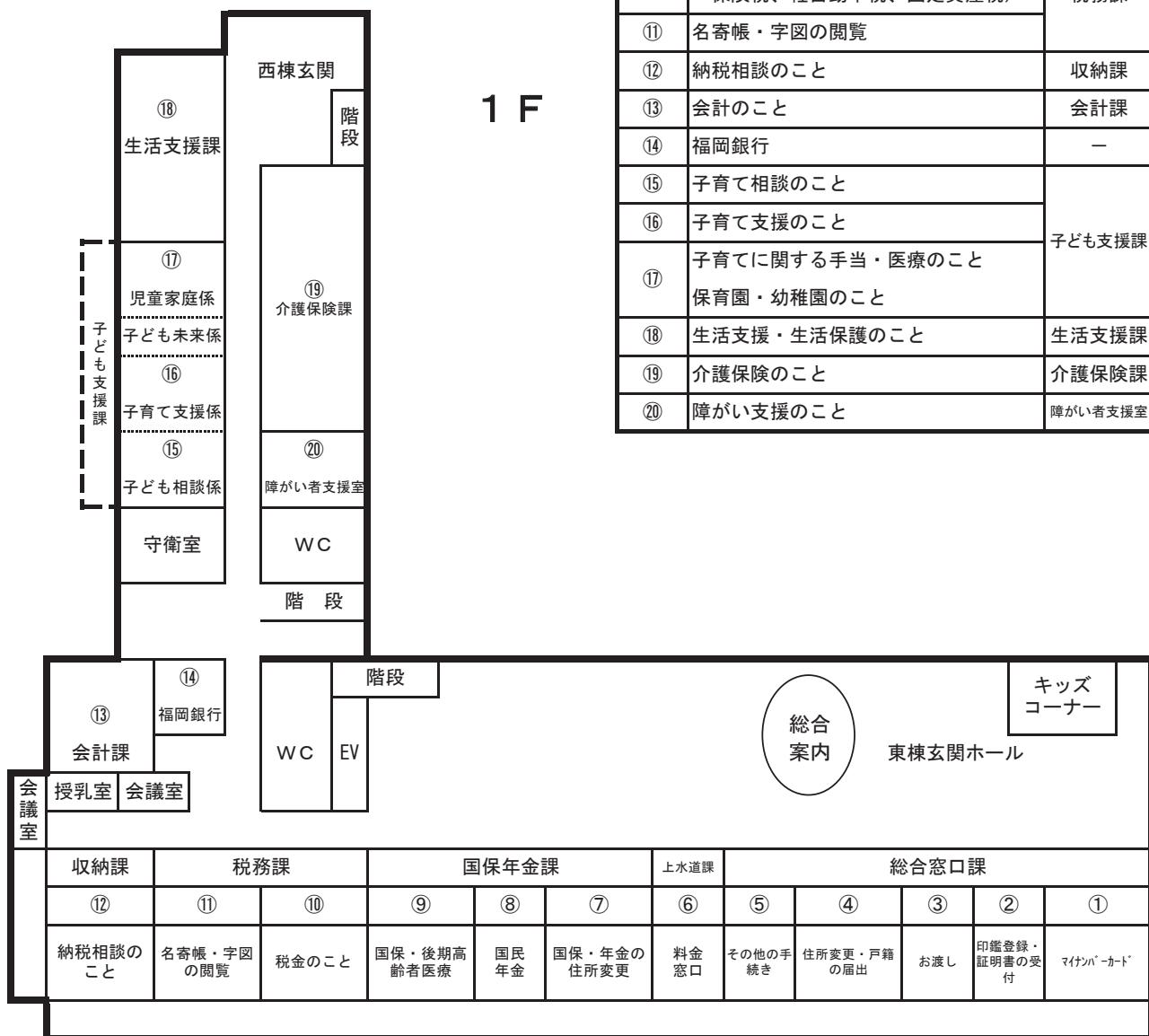
- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の資格確認書、医療受給者証、各種年金手帳、学生証など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



市庁舎各課配置図



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (34 ページ参照) 	
4か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	(35 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (35 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (36 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

行橋市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	死亡の届出について	P.7
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.8
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
年金	<input type="checkbox"/>	年金に加入または受給していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11
税金	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.12
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.13
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.15
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	介護保険料が発生していた	
	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費支給申請をしていた	P.17
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	子ども医療証を交付されていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療証を交付されていた	

簡単に手続きを抽出したい
方はコチラから



区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.21-22
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	重度障がい者医療費の助成を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券を利用していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
その他	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.30
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	

1. 住民登録に関する手続き

死亡の届出について

手続き 死亡届

手続き詳細	期 限	
<p>死亡の事実を知った日から（その日を含め）7日以内に届出をしてください（国外で亡くなられた場合は、その事実を知った日から3か月以内）。戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。</p> <p>※7日目が市役所の閉庁日に当たるときは、翌開庁日が届出期間の末日になります。</p> <p>※外国籍の方が日本国内で亡くなられた場合も死亡の届出が必要です。</p>	<p>死亡の事実を知った日から7日以内</p>	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<p><input type="checkbox"/> 死亡届（右半分の死亡診断書に、医師による署名があるもの）1通</p> <p>※国外で亡くなられた場合は、死亡証明書及びその訳文</p>	<p>総合窓口課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1114)</p>	<p>4番</p>

MEMO

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き マイナンバーカード・個人番号通知カードの破棄※返納不要

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは自動的に廃止となります。カードの返納義務はありません。 死亡や相続などに伴う各種手続きで、亡くなられた方のマイナンバーが必要となることがありますので、すべての手続きが終わるまで保管し、不要になった段階で各自ではさみなどで細かくしてから処分してください。	なし 手続き可能な人 なし	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
なし	総合窓口課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1111、1112)	1 番

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納または廃棄

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納してください。亡くなられたご本人のものと確実な場合は自宅で廃棄されてもかまいません。	なし 手続き可能な人 どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
□ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	総合窓口課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1111、1112)	2 番

2. 年金に関する手続き

年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 身分証（来庁者の方の） 来庁時、手続きに合わせて必要書類をご案内いたします。	ご遺族の方 (優先順位など一定の要件あり)
共済年金 問い合わせ先	厚生年金 問い合わせ先
各共済組合へ	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 小倉南年金事務所 ☎ 093-471-8873
国民年金 問い合わせ先	窓口番号
	国保年金課 ☎ 0930-25-1111 (内線：1115)
	8 番

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限	
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内にお近くのJAで「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	死亡日から10日以内	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにできる証明書	手続き先 各 JA 窓口	-

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限	
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。	手続き可能な人 どなたでも可	なし
※市役所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。		手続き可能な人
必要なもの		どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証）	問い合わせ先 国保年金課 ☎ 0930-25-9722	窓口番号 9 番

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限	
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。	手続き可能な人 葬祭執行者	葬祭を行った日の翌日から2年間
必要なもの		手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書・火葬証明書）		葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葯祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書・火葬証明書）	問い合わせ先 国保年金課 ☎ 0930-25-9722	窓口番号 9 番

MEMO

3. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格喪失届の提出 保険証の返却

手続き詳細	期 限	
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。	なし 手続き可能な人 どなたでも可	
※市役所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。		
必要なもの		窓口番号
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証）	問い合わせ先 国保年金課 ☎ 0930-25-9722	9 番

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限	
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間 手続き可能な人 葬祭執行者	
必要なもの		窓口番号
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書・火葬証明書）	問い合わせ先 国保年金課 ☎ 0930-25-9722	9 番

手続き③ 相続人代表者指定届（任意）

手続き詳細	期 限	
医療費や保険料で請求または還付が発生した場合に、指定していただいた相続人の方に相続をするための手続きです。	(医療費の払い戻し) 診療月翌月の初日から2年 (保険料の払い戻し) 2年以内 手続き可能な人 相続人	
必要なもの		窓口番号
<input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	問い合わせ先 国保年金課 ☎ 0930-25-9722	9 番

4. 税金に関する手続き

市民税が課税されていた

手続き 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方に市県民税・森林環境税が課税されている場合、市県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類を、相続人の代表者に送付することがあります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻される可能性のある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	相当な期間（概ね3か月）	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
なし	税務課 ☎ 0930-25-1111 (内線：1131)	10番

国民健康保険に加入していた

手続き 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限	
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険税の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻される可能性のある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	死亡日から約2週間以内	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
なし	税務課 ☎ 0930-25-1111 (内線：1131)	10番

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をお願いします。	納税通知書に記載の納期限まで	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課 ☎ 0930-25-1111 (内線：1131)	10番

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
なし	税務課 ☎ 0930-25-1111 (内線：1134)	10番

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをお願いします。	亡くなられた日から 30日以内	
手続き可能な人		
①相続人の方 ②相続人とご同居の ご家族の方 ③その他の方		
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
□ ナンバープレート □ 手続きする方の本人確認書類	税務課 ☎ 0930-25-1111 (内線：1134)	10番

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをお願いします。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 30日以内	
手続き可能な人		
①相続人の方 ②相続人とご同居の ご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。		
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
□ 手続きする方の本人確認書類	税務課 ☎ 0930-25-1111 (内線：1134)	10番

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限	
<p>固定資産税の納税義務者（納税管理人、相続人代表者などを含む）が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産税の管理をしていただく方を相続人の中から指定（または変更）する届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p> <p>※未登記家屋の所有権移転のお手続きは、税務課にご相談ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続放棄をされた場合、納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」などの写しを税務課に提出してください（相続放棄については、亡くなられた方の最後の住所地の家庭裁判所にご相談ください）。</p>	<p>相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内</p> <p>手続き可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相続人 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 <p>※③の方が手続きしていただく場合には、相続人からの委任状が必要です。</p>	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<p>【相続人代表者指定（変更）届】</p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p>※亡くなられた方（被相続人）と相続人代表者の関係など、届出の内容を確認するため、市役所よりご連絡する場合があります。</p> <p>【未登記家屋の所有権移転】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書または遺言書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 上記がない場合、相続人全員の実印及び印鑑証明書</p>	<p>税務課 ☎ 0930-25-1111 (内線：1136) 福岡法務局 行橋支局 ☎ 0930-22-0476</p>	11 番

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限	
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。	なし 手続き可能な人 どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（交付を受けていた場合） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（交付を受けていた場合）	介護保険課 ☎ 0930-25-1111 （内線：1172～1175）	19番

介護保険料が発生していた

手続き 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限	
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合がございます。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ同届を郵送でお送りします。 また、市ホームページにも様式を掲載しています。	おおむね死亡日の 属する月内 手続き可能な人 ご遺族の方など	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
なし	介護保険課 ☎ 0930-25-1111 （内線：1172～1175）	19番

5. 介護保険に関する手続き

高額介護サービス費支給申請をしていた

手続き 振込口座変更届の提出

手続き詳細	期 限	
窓口に介護保険高額介護（居宅支援）サービス費振込口座変更届を用意しておりますので、記入の上提出してください。※配偶者、子など相続権のある方の口座がわかる通帳などをお持ちいただくと手続きがスムーズです。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ同届を郵送でお送りします。また、市ホームページにも様式を掲載しています。	できるだけ速やかに	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 配偶者、子など相続権のある方の口座がわかる通帳など	介護保険課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1172~1175)	19番

MEMO

6. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限	
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未払いの児童手当の支給及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内 手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<p>【受給予定者の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 資格確認書</p> <p><input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p>【お子様の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お子様名義の通帳またはキャッシュカード <p>※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。</p>	子ども支援課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1181、1182)	17番

【児童が亡くなられた場合】

手続き 額改定請求書（減額）または受給資格消滅届の提出

手続き詳細	期 限	
対象児童が亡くなられた場合、減額もしくは受給資格消滅の手続きが必要となります。	原則、児童が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内 手続き可能な人 親族	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 印鑑	子ども支援課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1181、1182)	17番

6. 子どもに関する手続き

子ども医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限	
子ども医療証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効しますので、返納または破棄してください。	なし	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療証 <input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類	子ども支援課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1181、1182)	17 番

ひとり親家庭等医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限	
ひとり親家庭など医療証を交付していた方が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類	子ども支援課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1181、1182)	17 番

児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細		期 限	
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。		死亡日から 14 日以内	
		手続き可能な人	
		親族	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号	
<input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続きをする方の印鑑	子ども支援課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1181、1182)	17 番	

【児童が亡くなられた場合】

手続き 額改定請求書（減額）または資格喪失届の提出

手続き詳細		期 限	
対象児童が亡くなられた場合、減額もしくは資格喪失の手続きが必要です。		死亡日から 14 日以内	
		手続き可能な人	
		親族	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号	
<input type="checkbox"/> 印鑑	子ども支援課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1181、1182)	17 番	

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細		期 限	
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。		なし	
		手続き可能な人	
		乳児の保護者	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号	
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類	子ども支援課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1181、1182)	17 番	

7. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金給付請求書の提出

手続き詳細	期限	
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、加入期間が一年以上の方を対象として、弔慰金給付の請求の手続きが可能です。	速やかに 手続き可能な人 年金加入者または、年金管理者	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 弔慰金給付請求書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 死亡・重度障害届出書	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1151、1152)	20番

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期限	
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出が必要です。	速やかに 手続き可能な人 年金管理者	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 死亡・重度障害届出書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1151、1152)	20番

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限	
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに 手続き可能な人 年金を受給する方または、年金管理者	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 年金給付請求書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 死亡・重度障害届出書	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1151、1152)	20番

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもつて使用できなくなります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却をお願いします。	速やかに 手続き可能な人 どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1151、1152)	20番

7. 福祉(障がい)に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却をお願いします。	なし 手続き可能な人 どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1153)	20番

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には障害福祉サービス受給者証の返却をお願いします。	なし 手続き可能な人 どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1153)	20番

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返却をお願いします。	なし 手続き可能な人 どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1153)	20番

重度障がい者医療費の助成を受けていた

手続き

重度障がい者医療証の返却及び、資格喪失届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が重度障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに 手続き可能な人 どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障がい者医療証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1151、1152)	20 番

福祉タクシー券を利用していた

手続き

未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却をお願いします。	速やかに 手続き可能な人 どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1151、1152)	20 番

7. 福祉(障がい)に関する手続き

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期限	
亡くなられた方が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。手帳の返却をお願いします。	なし	
	手続き可能な人	
	どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳・療育手帳	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1151、1152)	20番

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期限	
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内	
	手続き可能な人	
	戸籍法の規定による 死亡の届出義務者	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1151、1152)	20番

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内	
	手続き可能な人	
	戸籍法の規定による 死亡の届出義務者	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかる もの	障がい者支援室 ☎ 0930-25-1111 (内線:1151、1152)	20番

MEMO

7. 福祉(障がい)に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期限	
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求が必要です。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きをお願いします。	死亡日から14日以内	
	手続き可能な人	
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 印鑑	子ども支援課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1181、1182)	17番

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出

(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期限	
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きをお願いします。	死亡日から14日以内	
	手続き可能な人	
	親族	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 印鑑	子ども支援課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1181、1182)	17番

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限	
<p>亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。また、農業集落排水に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。</p> <p>※原則、窓口での手続きをお願いします。</p> <p>亡くなられた方が口座振替（自動払込）を利用されていた場合は、窓口またはお電話にて口座振替の停止を申し出でください。</p>	<p>死亡の事実が判明した時点で手続きください。</p> <p>手続き可能な人 親族または同居者が望ましい</p>	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 印鑑	上水道課 0930-25-9666	6 番

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限	
<p>下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。</p> <p>※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。</p> <p>亡くなられた方が口座振替（自動払込）を利用されていた場合は、窓口またはお電話にて口座振替の停止を申し出でください。</p>	<p>できるだけ速やかに</p> <p>手続き可能な人 新たに受益者となる方（相続人など）</p>	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
<input type="checkbox"/> 下水道事業受益者変更届 <input type="checkbox"/> 印鑑	下水道課 0930-25-1111 (内線:1271、1272)	市役所 西棟 2 階

8. 上下水道に関する手続き

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取取消（変更）申請

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの中止または、変更（名義・口座）などの手続きが必要です。 環境課へ届け出をお願いします。	速やかに 手続き可能な人 親族または同居者が望ましい	
必要なもの	問い合わせ先	窓口番号
なし	環境課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1251、1252、1253)	5番 または 西棟 2階

MEMO

9. その他

市営住宅に住んでいた

手続き 退去手続き、または承継手続き、同居者異動届

手続き詳細	期 限
名義人が死亡の場合、単身者は退去届の提出、同居者がいる場合は、承継承認申請書の提出をお願いします。	速やかに
同居者が死亡の場合は、同居者異動届の提出をお願いします。	手続き可能な人 【退去届】相続人 【承継】新たな名義人 【異動届】名義人
必要なもの	問い合わせ先 窓口番号
【退去届】 <input type="checkbox"/> 名義人と相続人の関係がわかる戸籍謄本 【承継】 <input type="checkbox"/> 所得証明書、印鑑証明書、保証人の所得証明書、保証人の印鑑証明書	建築政策課 ☎ 0930-25-9744 市役所 西棟 3 階

犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項変更届（犬の飼い主の変更）

手続き詳細	期 限
犬の新しい飼い主の住所・氏名などの届出が必要です。	亡くなられた日から 30 日以内 手続き可能な人 家族、代理人
必要なもの	問い合わせ先 窓口番号
犬の鑑札（ない場合は再発行になりますので、事前にお問い合わせください。）	環境課 ☎ 0930-25-1111 (内線:1254、1256) 市役所 西棟 2 階

亡くなられた方が会社員だった場合

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却	速やかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】</p> <p>遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】</p> <p>お近くの年金事務所</p> <p>【その他】</p> <p>遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	税務署に提出をお願いします。 問い合わせ先 行橋税務署 ☎ 0930-23-0580
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬許可証の発行手続きについて

1 新しい改葬先を確保

新たに納骨を行う墓地や納骨堂などを確保します。

2 改葬許可申請書の作成

改葬許可申請書の作成を行います。申請書は環境課窓口か行橋市ホームページからダウンロードして入手できます。

※行橋市の改葬許可申請書には現納骨先の管理者の証明欄がありますので、事前に様式を入手し、管理者に証明してもらってから来庁されると手続きがスムーズです。

※状況により、追加書類の提出をお願いする場合もございますので、事前にお電話などでご相談いただくことをおすすめします。

3 改葬許可証の発行

改葬許可申請書及び添付書類を環境課窓口にご提出いただきます。その後、書類内容を確認の上、改葬許可証を発行いたします。

○必要なもの

- ・改葬許可申請書（現在の納骨場所管理者の証明済のもの）
- ・添付書類（状況により変わる）
- ・申請者の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・委任状（申請者本人が環境課窓口に来庁できない場合。任意様式）

4 改葬許可証の提出

新たな納骨場所において、改葬許可証の提出を求められますので、ご提出してください。

担当課・問い合わせ先

環境課環境係 ☎ 0930-25-1111（内線 1256）

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	行橋警察署 ☎ 0930-24-5110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 保健福祉環境事務所（保健福祉事務所）へお問い合わせください。	京築保健福祉環境事務所 ☎ 0930-23-2244
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	福岡法務局行橋支局 ☎ 0930-22-0476
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		NHK ふれあいセンター ☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

..... MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出てください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）

チェックリスト

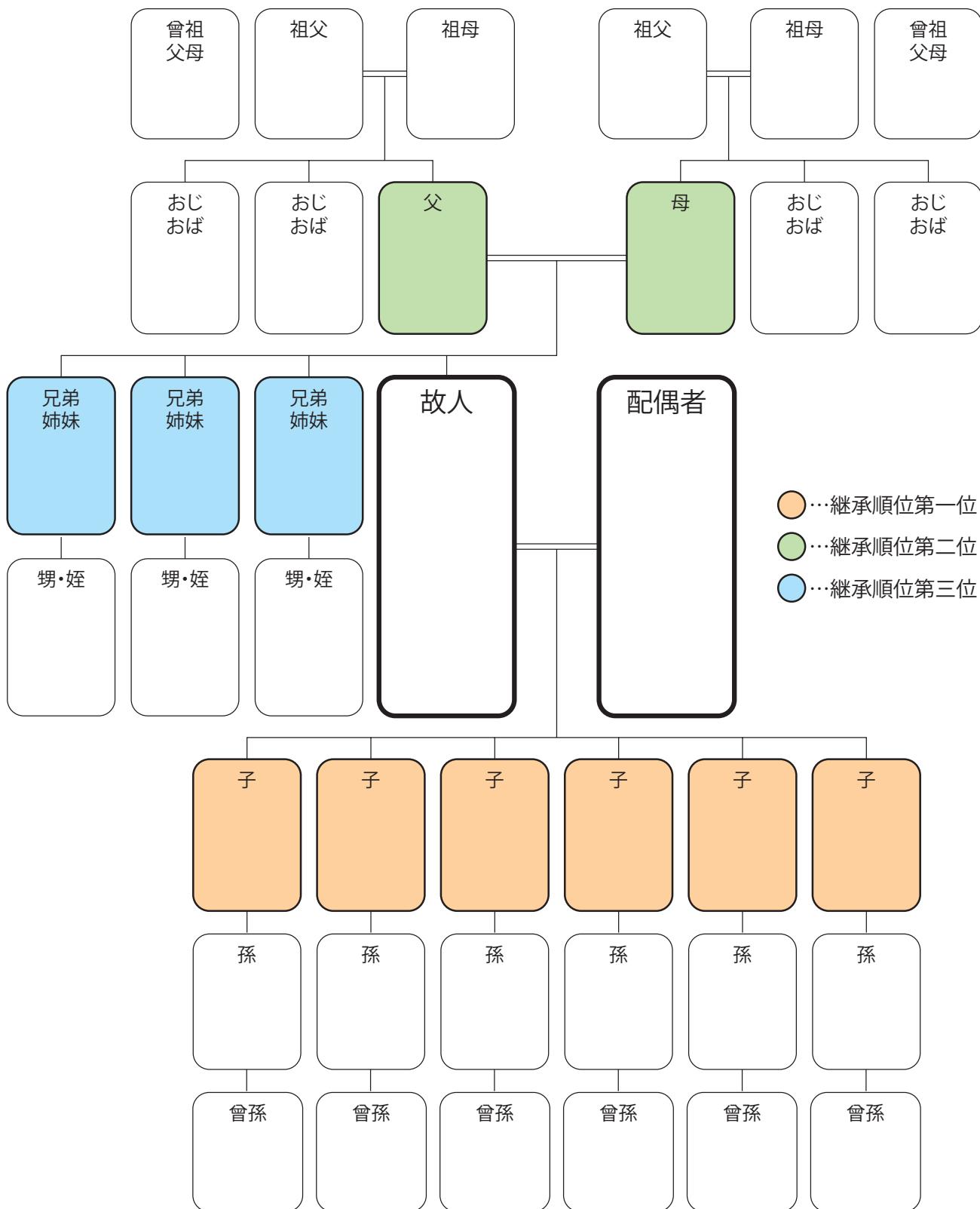
各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**
反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

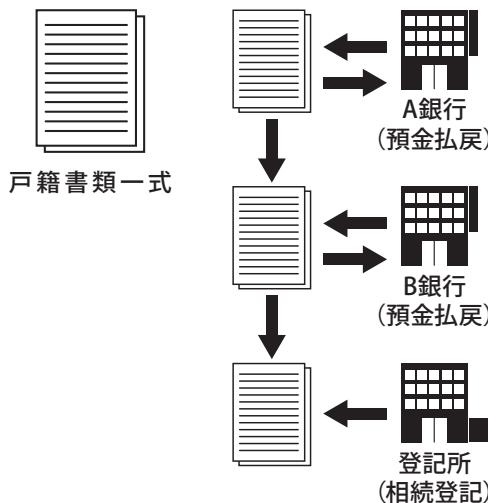
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

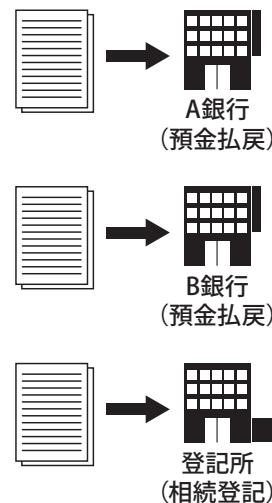
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

※コピーしてお使いください

委任状

(代理人) 愛口に来る方

住所

氏名

生年月日 年 月 日

請求及び受領の件につき、上記の者を私の代理人と認め、
その権限を委任したのでお届けします。

行橋市長 様

令和 年 月 日

(委任者) 必要な方

住所

氏名 印

生年月日 年 月 日

付記:

※ 委任状は委任する方がすべてご記入ください。

※ 消えるボールペンでの記入はご遠慮ください。

..... 裏にアにサ

MEMO



お葬儀後のご負担やご不安を少しでも軽減し、ご家族の想いを大切に寄り添いながらサポートさせていただきます。

ご葬儀後のアフターフォロー

お香典返しのお手配や、ご法事、初盆のサポートなど、経験豊かなスタッフがお手伝いをさせていただいております。

専門家をご紹介

ご相続や税に関すること等も、提携先の司法書士、税理士の先生にご相談いただけます

他社で
お葬式をなさった方

他の葬儀社でお葬式をなさった方のアフターフォローも丁寧にご対応させていただきます。

行橋造花店の
アフターフォロー

ご葬儀後
お手続きや
四十九日の
サポート

～3ヶ月
お香典返しや
ご納骨の
サポート

～12ヶ月
グリーフケアや
初盆のサポート

時期を見ながら
ご法事のサポート
ご遺品の整理など



0930-25-6100



0930-26-4109



093-434-4477

～会員制度のご紹介～

弊社の会員制度は、提携店をご利用の際の割引や、司法書士、税理士の方への初回相談料無料などの特典を受けられる、アフターフォローを大切にするための会員制度です。お手続きは簡単で、年会費や更新料もなく、入会時の3,000円一度きりのお支払いでお入りいただけます。詳しくは専任の担当者がご説明させていただきますので、ぜひ一度お問合せください。

有限会社 行橋造花店

24時間 365日受付 0930-22-1507

<https://yukuhashi.co.jp/>

行橋造花店



安藤事務所

司法書士 安藤 裕成

電話 0930-22-1690

福岡県司法書士会会員第987号 簡裁代理認定第129002号
リーガルサポート会員第9102600号

相続登記 相続手続全般 相続放棄 成年後見等
困ったことがあればご相談ください

〒824-0003 福岡県行橋市大橋二丁目22番1号(福岡法務局行橋支局横)
土日祝日対応可(要予約)

いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>



相続手続き 無料1分診断



簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる！

- 法定相続人の人数はわかりますか？
- 該当する相続財産をお選びください 相続税の申告は必要ですか？
- ※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。

相続手続き
無料1分診断は
こちらから！



いい相続 1分診断



▼診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

0120-992-467

受付時間 平日9時-20時／土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

(株)城戸石材加工所

心安らぐお墓の選び方をお手伝いします。



樹木葬・墓石

城戸石材加工所は、後世に負担をかけない樹木葬や、従来のお墓もご提供しています。お墓の形は変わっても、故人を偲び思う心は変わりません。新しい選択肢と一緒に考えませんか？



墓じまい サポート

お墓の撤去や遺骨の移転、粉骨を安心してお任せください。経験豊富なスタッフが丁寧に対応し、故人の安らぎを大切にサポートいたします。



墓石 メンテナンス

年月を経たお墓も、メンテナンスで美しく保つことができます。専門スタッフが丁寧に洗浄や補修を行い、大切な故人の眠る場所をいつまでも綺麗に保つお手伝いをいたします。



株式会社城戸石材加工所

訪問相談やお見積りを無料で行っております。

お問い合わせ

受付時間
8:00～17:00

本社

0930-33-5094

所在地

みやこ町惣社 956-1

行橋営業所

0930-24-6266

所在地

行橋市矢留 1823



<https://kidosekizai.com>

城戸石材

検索



相続と終活、こんな心配事はありませんか？

相続手続き、何も手をつけられていません

家族がもめないきちんとした遺言書を書きたい…

山林や別荘、実家…売れない、貸せない不動産をどうにかしたい

安心して親を任せられる介護施設が見つからない…

実家のお墓を墓じまいしたい…

そのお悩み、オンラインでワンストップ解決！

相談は無料

最適な専門家を紹介

何度でも相談OK

スマホで相談可能*

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！

通話
無料

0120-948-644

Webで
申し込む



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）

*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。

親のこと 私のこと
シニアと家族の相談室

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マリイ5階

「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。

発 行 行橋市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年12月

